

新発田市ネーミングライツ・パートナー募集要項（提案募集型）

令和7年10月27日制定

1 募集の趣旨

この募集要項は、当市の公共施設等（以下「市有施設」という。）に対する愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、民間からの提案による導入を図るために、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

ネーミングライツ事業を通じて市と契約した事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、市有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付すことにより、企業名等の広告宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の運営に寄与することを通じ、地域社会に貢献することができます。

2 募集の内容

（1）対象施設

特定施設募集型によりネーミングライツ・パートナーを公募する施設及び以下の施設を除き、原則、全ての市有施設（※公園や道路等を含む）を対象とします。なお、以下に該当する施設であっても、施設の一部（※建物のホール部分やラウンジ等）であれば、提案が可能な場合もあります。

【ネーミングライツの対象外とする施設】

- ① 庁舎、学校、幼稚園・保育園、消防・防災施設、文化財・史跡等の施設
- ② 人名が付されている施設
- ③ 公募により愛称を決定した施設
- ④ ネーミングライツを導入済又は導入予定の施設
- ⑤ その他、ネーミングライツの導入が適当でないと認められる施設

（2）ネーミングライツ料

希望する年間契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案してください。提案額が市の希望金額（※市が算定して適当とする金額）を下回る場合は、双方の協議により金額を定め、協定を締結します。なお、金銭の支払に代えて、清掃・除草等の役務提供等による提案も可能です。創意工夫による多様な提案を受け付けます。

（3）契約期間

原則3年以上とし、対象施設及び設備の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

※ ネーミングライツ・パートナーとの協議により決定しますので、希望する契約期間を提案してください。

（4）費用負担

愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー (応募者)
提案に要する経費、契約締結に係る費用		○
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更 (施設看板や道路標識等)		○ ※ 1、2
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更	○ ※ 3	

※ 1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

また、看板等の新規設置を行う場合は、設置の可否も含めて市と協議するものとします。

※ 2 敷地内外の看板表示の変更は、ネーミングライツ・パートナーが発注して施工してください。

ただし、道路看板については、道路管理者から発注・施工する必要があるので、対応について市と協議してください。この場合の費用は、ネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※ 3 表示変更の時期については、印刷物の残部数や切替時期等を考慮し、協議の上、決定するものとします。

※ 4 上記に定めのない費用が生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、負担割合を決定するものとします。

(5) 愛称付与の条件

ネーミングライツ事業により市有施設に付する愛称は、施設の設置目的にふさわしいものとしてください。ただし、次に掲げる名称は、愛称にふさわしくありませんので、付することができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ④ 政治、選挙活動及び宗教活動のもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張があるもの
- ⑥ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑦ その他市長が適当ではないと認めるもの

(6) パートナーメリット

ネーミングライツを得ることで、事業者等は下記の対応が可能となります。

- ① 対象施設について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すこと。
- ② 対象施設や敷地内外の看板等に愛称を表示し、又は新たに看板等を設置すること。

※ 施設への愛称の表示は、原状回復できる仕様のみ可能です。また、表示・設置する看板等のデザインや位置は、施設の所管課や関係機関との協議により決定します。

- ③ ネーミングライツ・パートナーが管理する媒体（ホームページ、出版物等）において、ネーミングライツに関する内容を表示すること。

- ④ 対象施設等の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる付帯的な取組を実施すること。

3 応募資格

募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人・団体が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する法人・団体又は個人は、ネーミングライツ事業に応募できません。

- ① 応募書類提出時点において、新発田市競争入札参加資格指名停止等措置要綱（平成19年4月5日告示第90号）に基づき、指名停止の措置を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 新発田市暴力団排除条例（平成24年3月12日条例第2号）に規定する暴力団関係者に該当する者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定により、風俗営業と規定される業種並びに類似の業種の者
- ⑤ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種の者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の者
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体及びこれに類する者
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教団体等の宗教性のある事業を行う者
- ⑨ ギャンブル（宝くじを除く。）に関与している者
- ⑩ 社会的に問題を起こしている者
- ⑪ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑫ 各種法令に違反している者
- ⑬ 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

4 募集方法等

（1）募集期間

通年において、提案の受付を行います。

（2）事前相談

ネーミングライツの付与を希望する施設について、対象施設かどうかの確認や名称条件等に関する協議が必要です。申請書類等の提出前に、施設の所管課又は財産管理課へ必ず相談を行ってください。なお、主な対象施設とその所管課の連絡先については、別紙「新発田市ネーミングライツ事業主な対象施設例」を確認してください。

（3）提出書類

（2）による事前相談の内容を確認し、市がネーミングライツを導入可能と判断した場合、次の書類を提出してください。

- ① ネーミングライツ・パートナー応募申請書（第1号様式）
- ② 添付書類
 - ア 企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）

イ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 直近3か年の決算書及び事業報告書

エ 定款等の組織運営に関する事項がわかる書類

オ 納税を証明する書類

- ・新発田市税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（新発田市内に事業所等を有する場合に限る。）
- ・法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）

（4）提出方法

提出書類を「郵送」又は「直接持参」のいずれかの方法で、施設の所管課まで提出してください。

なお、直接持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間に持参してください。郵送の場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。

（5）質問の受付等

- ・提案に当たり質問がある場合は、市ホームページにある「お問い合わせフォーム」に質問事項を記入し、送信してください。その際、他の問合せと区別するため、件名を「ネーミングライツに関する質問」としてください。質問受付後、おおむね5日以内に回答します。
- ・公平を期すため、質問とその回答は、原則、市ホームページで公開します。その際、質問者名は公表しません。
- ・審査に関する質問は一切受け付けません。

（6）留意事項

- ① 応募に要する費用は、応募者に負担していただきます。
- ② 申請書類を受付した場合、市ホームページにおいて、申請があった事実とその施設名を公表します（※応募施設名以外の申込内容や応募者の名称は公開しません）。その後、公平性確保の観点から、他の事業者等からの申請を受け付ける期間を2週間程度設けます。
- ③ 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ④ 提出書類等の返却は行いません。
- ⑤ 提出書類等は関係機関や外部の有識者に意見を聴取する目的で使用する場合があります。また、新発田市情報公開条例（平成10年新発田市条例第35号）に基づき開示する場合があります。
- ⑥ 応募申込後に辞退する場合は、「応募辞退届（第2号様式）」を提出してください。
- ⑦ 応募に当たっては、この募集要項のほか、「新発田市ネーミングライツ事業に関するガイドライン（令和7年10月27日制定）」を十分確認してください。

5 選定方法

（1）審査

施設の所管課において、提出のあった申請書及び添付書類に基づき、「新発田市ネーミングライツ・パートナー審査基準」（以下「審査基準」という。）に沿って総合的に審査し、優先交渉者を選定します。また、同時期に同一施設に対して複数の応募があった場合は、審査基準に基づき順位を付け、優先交渉者のほかに次点者も選定します。

なお、書面審査による選定が困難と判断される場合は、必要に応じて新発田市ネーミングライツ・パートナー選定委員会を開催し、優先交渉者及び次点者を選定します。

(2) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき。
- ② 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ その他不正な行為があったとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定・公表及び選定結果の通知

市は、優先交渉者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者等をネーミングライツ・パートナーとして決定します。その際、ネーミングライツ・パートナーの名称、対象施設、その新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等に公表します。

なお、選定結果は応募者に文書で通知します。

(4) 留意事項

- ① 優先交渉者との協議が整わず、事業の履行が確実でないと市が判断した場合は、優先交渉者の決定を取り消すことがあります。その場合は次点順位の応募者と協議を行い、ネーミングライツ・パートナーを決定します。
- ② 評価点が著しく低い審査項目がある場合など、市が適当ではないと認められる場合には、優先交渉者を選定しないことがあります。

6 協定の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、現契約と同条件以上の提案を行う場合、次の契約について優先的に交渉できるものとします。その際、応募の際の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

7 契約の解除

契約期間中に契約を解除することはできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーに次のいずれかの事実が生じ、当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合は、市は契約期間中であっても、ネーミングライツ・パートナーと協議を行った上で、契約の解除ができるものとします。その場合における原状回復に必要な費用については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

- ① 契約の締結及び履行に際し、不正行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に違反したとき。
- ④ 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことによりネーミングライツ料の支払をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

8 その他

(1) 愛称の使用に関する留意事項等

- ・決定した愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとします。
ただし、利用団体等が既に印刷物を作成している場合について、当該印刷物の使用が終了するまでの間、当該印刷物での愛称の使用ができない場合があります。
- ・市民や施設利用者の混乱を低減するため、ネーミングライツ導入から当分の間、条例等で定める施設の名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。また、契約期間内における愛称の変更は、原則不可とします。
- ・やむを得ない合理的な事情がある場合、市は条例等で定める施設の名称を使用できるものとします。
- ・対象施設で行われる行事内容によっては、当該行事の期間中、行事主催者が愛称を使用しないこと又は表示した愛称若しくは広告看板をマスキングすることがあります。

(2) 指定管理者との協議

指定管理者制度導入（予定）施設については施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称の決定後、ネーミングライツ導入に際し必要な事項について、市、ネーミングライツ・パートナー及び指定管理者の3者で協議するものとします。

(3) 特定施設募集型ネーミングライツ事業への移行

審査の過程で、市が改めてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことで複数の応募が見込まれると判断した場合は、手続の途中で特定施設募集型に移行する場合があります。この場合、応募者に対して、応募を受付した日から原則3か月以内に理由を付して文書で通知します。

(4) 本要項に定めのない事項

ネーミングライツ事業の実施に当たり、疑義が生じたとき、又は本募集要項若しくは新発田市ネーミングライツ事業に関するガイドラインに特別の定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、双方協議の上定めるものとします。

9 問合せ先

- ・申請の受付や事前相談の対応、書面審査、契約行為等の一連の事務については、対象施設の所管課まで連絡してください。なお、主な対象施設とその所管課の連絡先については、別紙「新発田市ネーミングライツ事業 主な対象施設例」を確認してください。
- ・上記施設例に掲載のない施設に関することや、ネーミングライツ事業全般に関することについては、財産管理課まで連絡してください。

〒957-0053

新潟県新発田市中央町5丁目2番13号

新発田市 財産管理課 財産管理係

電話：0254-26-3774

FAX：0254-26-3559